



令和6年

第1回観音寺市議会定例会提出議案



令和6年2月

観音寺市告示第22号

令和6年第1回観音寺市議会定例会の招集について
令和6年第1回観音寺市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年2月20日

観音寺市長 佐伯明浩

- 1 招集の日 令和6年2月28日
- 2 招集の場所 観音寺市議会議事堂

令和6年第1回観音寺市議会定例会提出議案

- 1 議案第1号 専決処分の承認について（令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第7号））
- 2 議案第2号 専決処分の承認について（令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第8号））
- 3 議案第3号 専決処分の承認について（令和5年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））
- 4 議案第4号 観音寺市組織条例の一部改正について
- 5 議案第5号 観音寺市附属機関設置条例の一部改正について
- 6 議案第6号 観音寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第7号 観音寺市特別会計条例の一部改正について
- 8 議案第8号 健康交流施設「おおのほら」条例の一部改正について
- 9 議案第9号 観音寺市国民健康保険条例の一部改正について
- 10 議案第10号 観音寺市介護保険条例の一部改正について
- 11 議案第11号 観音寺市介護保険介護給付費準備基金条例の一部改正について
- 12 議案第12号 観音寺市介護保険法関係手数料条例の一部改正について
- 13 議案第13号 観音寺市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 14 議案第14号 観音寺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
- 15 議案第15号 観音寺市漁港管理条例の一部改正について
- 16 議案第16号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 17 議案第17号 字の区域の変更について
- 18 議案第18号 市道路線の認定について
- 19 議案第19号 指定管理者の指定について
- 20 議案第20号 令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第9号）
- 21 議案第21号 令和5年度観音寺市施設貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 22 議案第22号 令和5年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 23 議案第23号 令和5年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 24 議案第24号 令和5年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 25 議案第25号 令和6年度観音寺市一般会計予算
- 26 議案第26号 令和6年度観音寺市国民健康保険事業特別会計予算
- 27 議案第27号 令和6年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計予算
- 28 議案第28号 令和6年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 29 議案第29号 令和6年度観音寺市介護保険事業特別会計予算
- 30 議案第30号 令和6年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計予算
- 31 議案第31号 令和6年度観音寺市栗井財産区特別会計予算
- 32 議案第32号 令和6年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計予算
- 33 議案第33号 令和6年度観音寺市下水道事業会計予算

議案第1号

専決処分の承認について（令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第7号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年1月19日

観音寺市長 佐伯明浩

令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第7号）

別冊のとおり

（理由）

観音寺市一般会計において、がんばれ観音寺応援寄附金が多く寄せられたため、事務処理に要する費用に予算措置を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第2号

専決処分の承認について（令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第8号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

観音寺市長 佐伯明浩

令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第8号）

別冊のとおり

（理由）

観音寺市一般会計において、物価高騰対応重点支援給付金を早急に支給するため、予算措置を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第3号

専決処分の承認について（令和5年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決
処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年1月19日

観音寺市長 佐伯明浩

令和5年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

別冊のとおり

（理由）

観音寺市後期高齢者医療事業特別会計において、健康診査の受診者が増加したため、健診に要する費用に予算措置を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、専決処分します。

議案第4号

観音寺市組織条例の一部改正について

観音寺市組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

森林環境税の創設等に伴い、事務分掌を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市組織条例の一部を改正する条例

観音寺市組織条例（平成17年観音寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の項第6号中「都市計画税及び国民健康保険税」を「県民税、国民健康保険税、介護保険料及び森林環境税」に改め、同項第7号中「介護保険料及び」を削り、「賦課徴収」を「徴収」に改め、同項第8号中「市税」の次に「、県民税、国民健康保険税及び森林環境税」を加え、「、税務証明」を「及び税務証明」に改め、同項第9号中「、納付証明」を「及び納付証明」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

観音寺市附属機関設置条例の一部改正について

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の名称を改めるとともに、観音寺市市民後見人等候補者検討委員会及び観音寺市部活動地域移行検討協議会を附属機関として新たに設置するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例

観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び総合戦略に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議
-------------------------	--

」を

「

観音寺市地方創生総合戦略推進会議	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び総合戦略に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議
------------------	--

」に、

「

観音寺市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク運営協議会	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の適正かつ円滑な運営に関する事項についての検討協議
-----------------------------	---

」を

「

観音寺市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク運営協議会	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の適正かつ円滑な運営に関する事項についての検討協議
観音寺市市民後見人等候補者検討委員会	市民後見人等の候補者の選考及び市民後見人等への活動支援に関する事項についての検討協議

」に、

「

観音寺市就学前教育検証改善委員会	観音寺子どもすくすくプランの検証及び改善についての検討
------------------	-----------------------------

」を

「

観音寺市就学前教育検証改善委員会	観音寺子どもすくすくプランの検証及び改善についての検討
観音寺市部活動地域移行検討協議会	部活動の地域移行等に関する事項についての検討協議

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

観音寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

観音寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

政策アドバイザーの報酬額を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年観音寺市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

政策アドバイザー	日額	20,000
総合振興計画審議会委員	〃	7,000

」を

「

政策アドバイザー	1時間につき	10,000
	ただし、1日につき30,000円を上限とする。	
総合振興計画審議会委員	日額	7,000

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

観音寺市特別会計条例の一部改正について

観音寺市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

施設貸付事業特別会計を廃止するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市特別会計条例の一部を改正する条例

観音寺市特別会計条例（平成17年観音寺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の観音寺市特別会計条例に基づく施設貸付事業特別会計に係る令和5年度の出納整理期間中における出納の整理については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特別会計に決算剰余金が生じる場合は、令和6年度観音寺市一般会計に繰り入れるものとする。

議案第8号

健康交流施設「おおのはら」条例の一部改正について
健康交流施設「おおのはら」条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

使用料の規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

健康交流施設「おおのはら」条例の一部を改正する条例

健康交流施設「おおのはら」条例（平成17年観音寺市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表大人の項中「620円」を「650円」に改め、同表70歳以上の項中「340円」を「400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の健康交流施設「おおのはら」条例の規定に基づき発行された入浴券は、この条例の施行日以後においても使用することができる。

議案第9号

観音寺市国民健康保険条例の一部改正について

観音寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

観音寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

観音寺市国民健康保険条例（平成17年観音寺市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「5人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

観音寺市介護保険条例の一部改正について

観音寺市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

保健福祉事業の規定を定めるとともに、保険料率の規定等を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市介護保険条例の一部を改正する条例

観音寺市介護保険条例（平成17年観音寺市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第1条の2 市は、法第115条の49に規定する保健福祉事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

- （1） 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業
- （2） 被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業
- （3） 法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業として実施した事業のうち、令第37条の13第4項及び第5項に定める額を超えて実施した事業

2 前項に定めるもののほか、保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

第2条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「19,500円」を「29,500円」に改め、同条第2号中「32,400円」を「44,400円」に改め、同条第3号中「45,400円」を「44,700円」に改め、同条に次の4号を加える。

- （10） 令第38条第1項第10号に掲げる者 123,100円
- （11） 令第38条第1項第11号に掲げる者 136,100円
- （12） 令第38条第1項第12号に掲げる者 149,000円
- （13） 令第38条第1項第13号に掲げる者 155,500円

第2条に次の3項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,500円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,500円」とあるのは、「31,400円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課

に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,500円」とあるのは、「44,400円」と読み替えるものとする。

第4条第3条中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第11条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、」を「納期限までに」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の観音寺市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第11号

観音寺市介護保険介護給付費準備基金条例の一部改正について
観音寺市介護保険介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

保健福祉事業の実施に伴い、基金の処分に関する規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市介護保険介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

観音寺市介護保険介護給付費準備基金条例（平成17年観音寺市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条中「経済事情の変動等により特別会計において財源が著しく不足する場合に限り、当該不足額を埋めるための財源に充てるため」を「次の各号のいずれかに該当する場合に限り」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 観音寺市介護保険条例（平成17年観音寺市条例第121号）第1条の2に規定する保健福祉事業に要する経費に充てる時。
- (2) 経済事情の変動等により特別会計において財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる時。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

観音寺市介護保険法関係手数料条例の一部改正について
観音寺市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

観音寺市介護保険法関係手数料条例（平成30年観音寺市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

7	介護保険法第115条の45の5 第1項の規定に基づく介護 予防・日常生活支援総合事 業における指定事業者の指 定の申請に対する審査	1件につき	10,000円
8	介護保険法第115条の45の6 第1項の規定に基づく介護 予防・日常生活支援総合事 業における指定事業者の指 定の更新の申請に対する審 査	1件につき	10,000円

」を

「

7	介護保険法第115条の22第1 項の規定に基づく指定介護 予防支援事業者の指定の申 請に対する審査	1件につき	10,000円
8	介護保険法第115条の31にお いて準用する同法第70条の 2第1項の規定に基づく指 定介護予防支援事業者の指	1件につき	10,000円

	定の更新の申請に対する審査		
9	介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定の申請に対する審査	1件につき	10,000円
10	介護保険法第115条の45の6第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき	10,000円

」に改め、

同表備考第4項中「8の項」を「10の項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項中「7の項」を「9の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第2項の次に次の2項を加える。

- 3 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業を同一の事業所において一体的に運営するため、同一の事業者が、3の項の指定居宅介護支援事業者の指定及び7の項の指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合の手数料の額は、20,000円とする。
- 4 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業を同一の事業所において一体的に運営するため、同一の事業者が、4の項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新及び8の項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合の手数料の額は、10,000円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

観音寺市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
観音寺市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市空家等対策の推進に関する条例（平成28年観音寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7条」を「第8条第1項」に改める。

第6条中「第14条第1項から第3項まで」を「第22条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

観音寺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
観音寺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）等の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、
本案を提出するものである。

別紙

観音寺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年観音寺市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別表第2中「第64条第1項ただし書」を「第64条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

観音寺市漁港管理条例の一部改正について

観音寺市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市漁港管理条例の一部を改正する条例

観音寺市漁港管理条例（平成17年観音寺市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

住所 観音寺市観音寺町 [REDACTED]
氏名 しらかわ 白川 こ まり子
生年月日 昭和31年 [REDACTED]

住所 観音寺市観音寺町 [REDACTED]
氏名 たけがわ 竹川 ますみ 益美
生年月日 昭和28年 [REDACTED]

住所 観音寺市大野原町 [REDACTED]
氏名 ふじかわ 藤川 きょうこ 京子
生年月日 昭和33年 [REDACTED]

住所 観音寺市大野原町 [REDACTED]
氏名 みよし 三好 ひさえ 久恵
生年月日 昭和28年 [REDACTED]

住所 観音寺市大野原町 [REDACTED]
氏名 ふじかわ 藤川 よしき 善規
生年月日 昭和35年 [REDACTED]

住 所 観音寺市豊浜町 [REDACTED]

氏 名 おかだ みちお
岡田 道夫

生年月日 昭和31年 [REDACTED]

(提案理由)

令和6年6月30日をもって白川まり子委員、竹川益美委員、大西孝委員、三好久恵委員、谷育則委員及び合田真二郎委員の任期が満了することに伴い、後任委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出するものである。

議案第17号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域を変更することについて、議会の議決を求める。

この字の区域変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から効力を生ずる。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

（提案理由）

地籍調査の実施に伴い、新田地区及び高屋地区の一部の字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

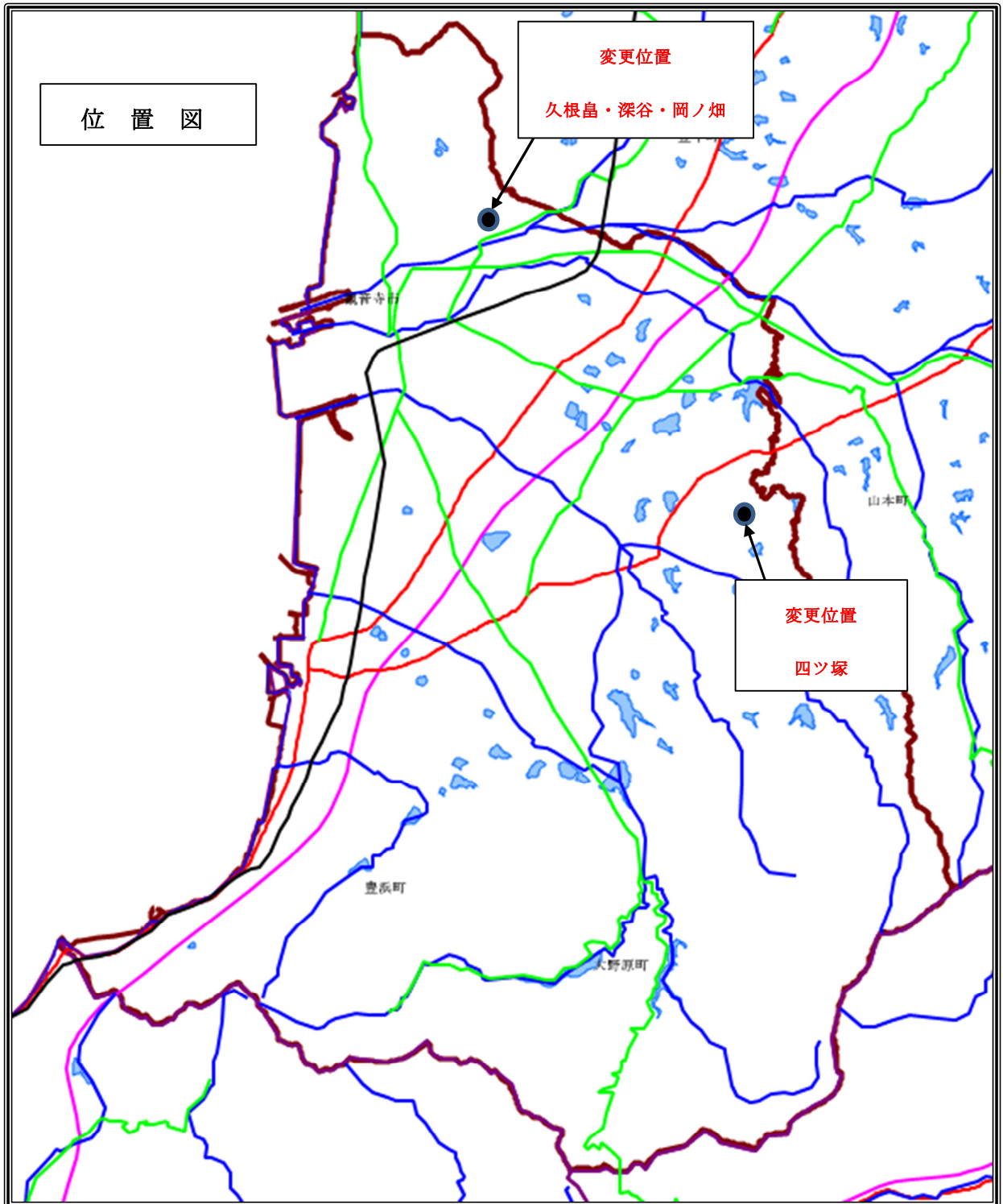
別紙

変更調書

次の表の左欄に掲げる字の区域を同表右欄に掲げる字の区域に変更する。

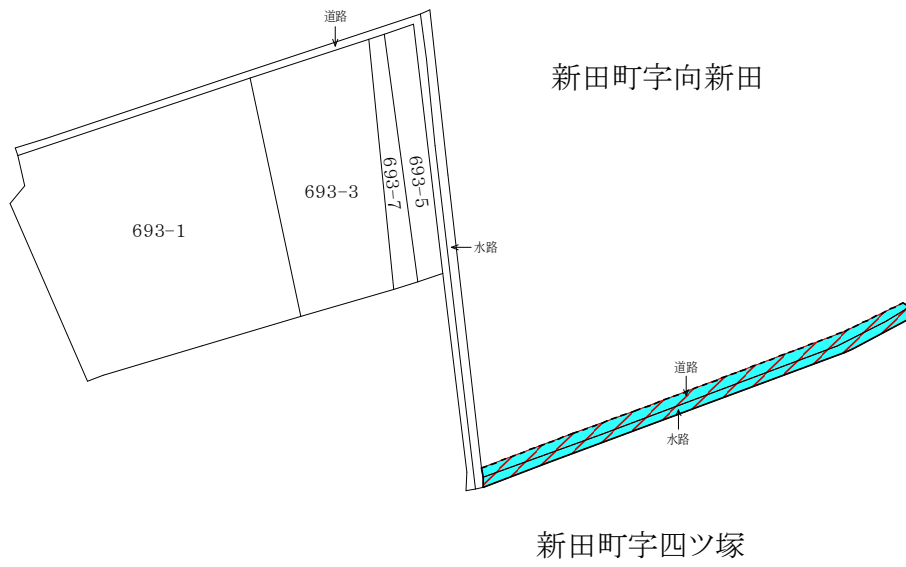
左欄			右欄	
町名	字名	地番	町名	字名
新田町	よつづか 四ツ塚	693番5地先の道路及び水路である市有地の一部	新田町	むかいしんでん 向新田
高屋町	くねばた 久根島	2377番3	高屋町	おおにし 大西
	ふかたに 深谷	2379番2に隣接する道路及び水路である市有地の一部		おおにし 大西
	ふかたに 深谷	2382番5、2383番4及び2386番1に隣接する国有地並びに2383番3、2383番5、2386番2、2387番2、2390番3、2391番、2392番2、2392番3及び2392番1に隣接する道路及び水路である市有地の一部並びに2379番2、2382番5、2383番2、2383番3、2383番4、2384番2、2385番、2386番2、2387番2、2391番及び2392番2		したんじ 四反地
	おかのばた 岡ノ畑	2540番1及び2540番2に隣接する水路である市有地の一部並びに2568番1及び2568番2に隣接する道路である市有地の一部並びに2570番及び2571番1に隣接する水路である市有地の一部並びに2540番2及び2568番2		かなくま 鹿隈

議案第17号 町及び字の区域変更について（参考）



字の区域変更図 ① 新田町字四ツ塚

-----	変更前
—————	変更後



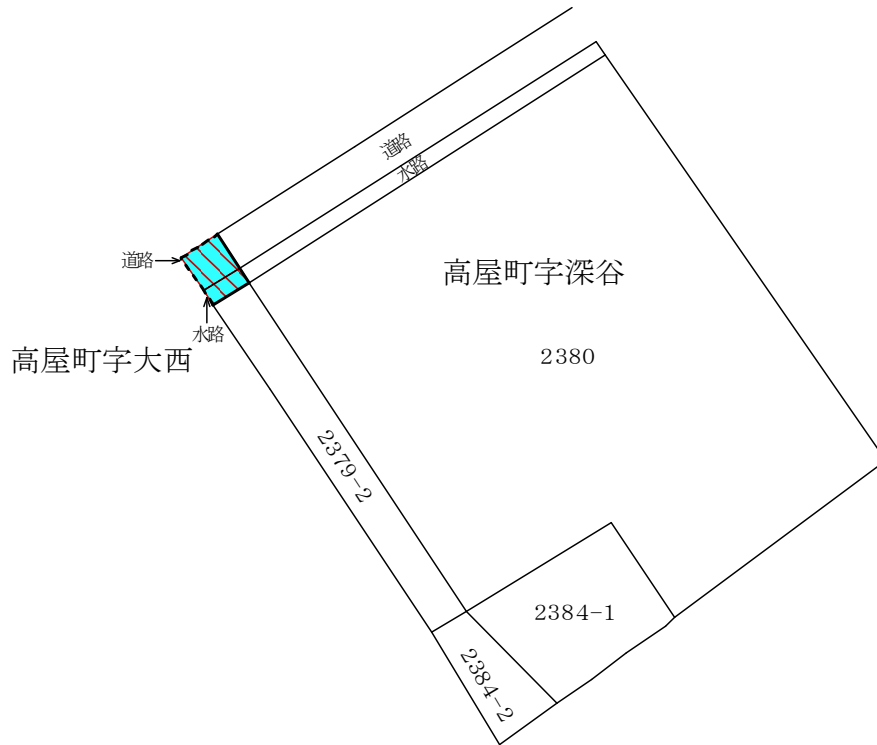
字の区域変更図 ② 高屋町字久根畠

-----	変更前
—————	変更後



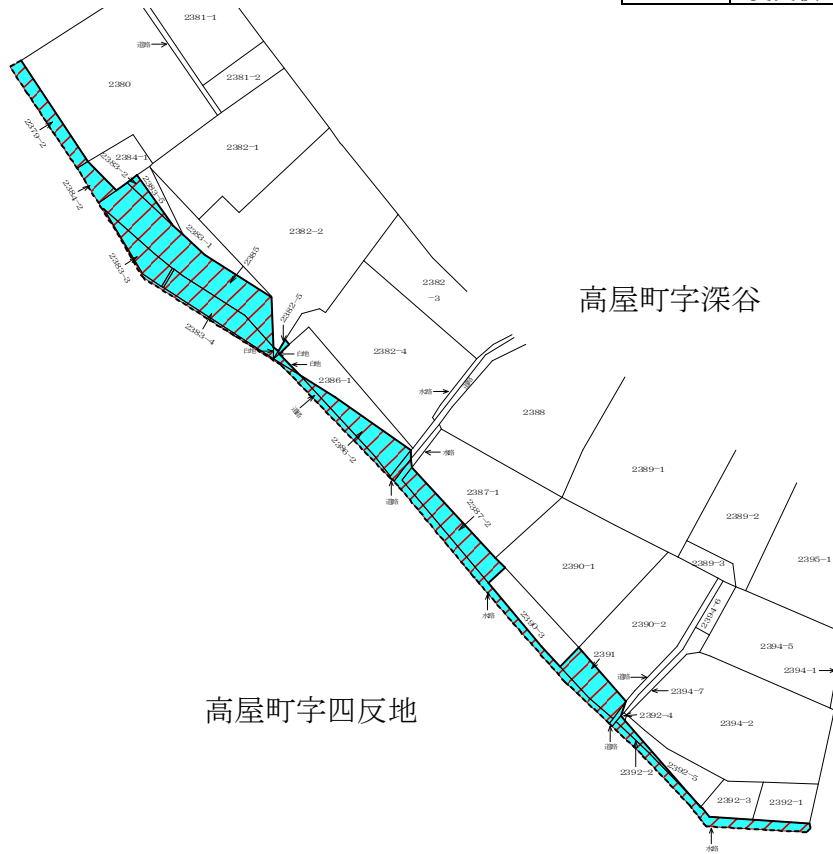
字の区域変更図 ③ 高屋町字深谷

-----	変更前
—————	変更後



字の区域変更図 ④ 高屋町字深谷

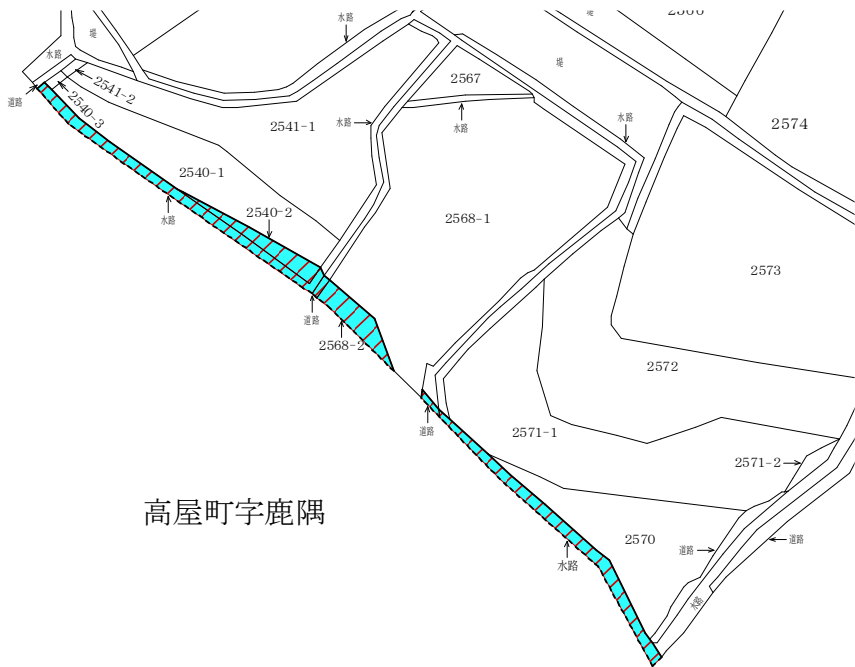
-----	変更前
—————	変更後



字の区域変更図 ⑤ 高屋町字岡ノ畑

-----	変更前
—————	変更後

高屋町字岡ノ畑



議案第18号

市道路線の認定について
市道路線を次のように認定する。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

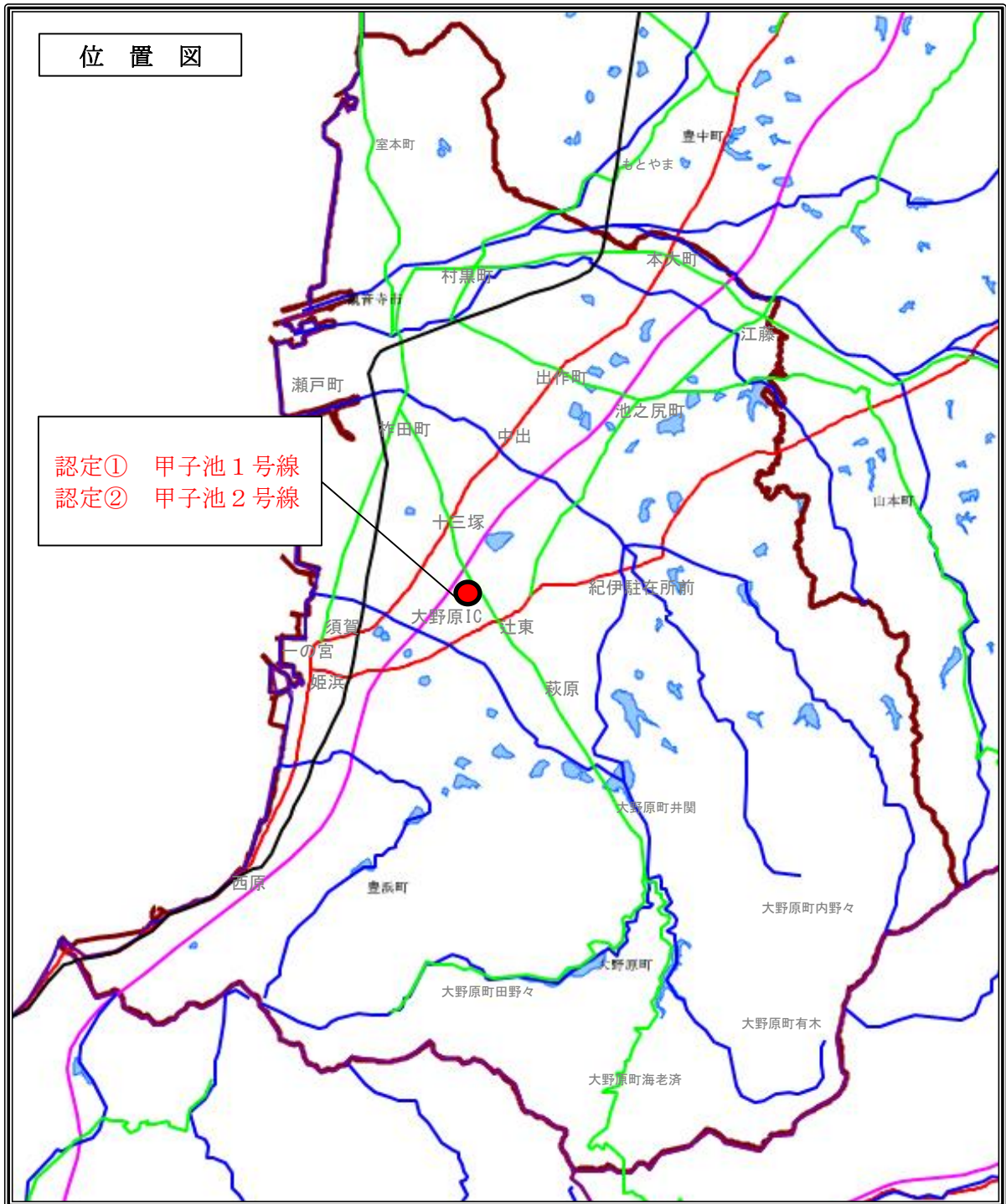
認定する路線

番号	路線名	起 点	終 点
認 1	こうしいけ ごうせん 甲子池 1 号線	大野原町大野原字甲子池 3609番 1 地先	大野原町大野原字甲子池 3580番 4 地先
認 2	こうしいけ ごうせん 甲子池 2 号線	大野原町大野原字甲子池 3609番 1 地先	大野原町大野原字甲子池 3614番19 地先

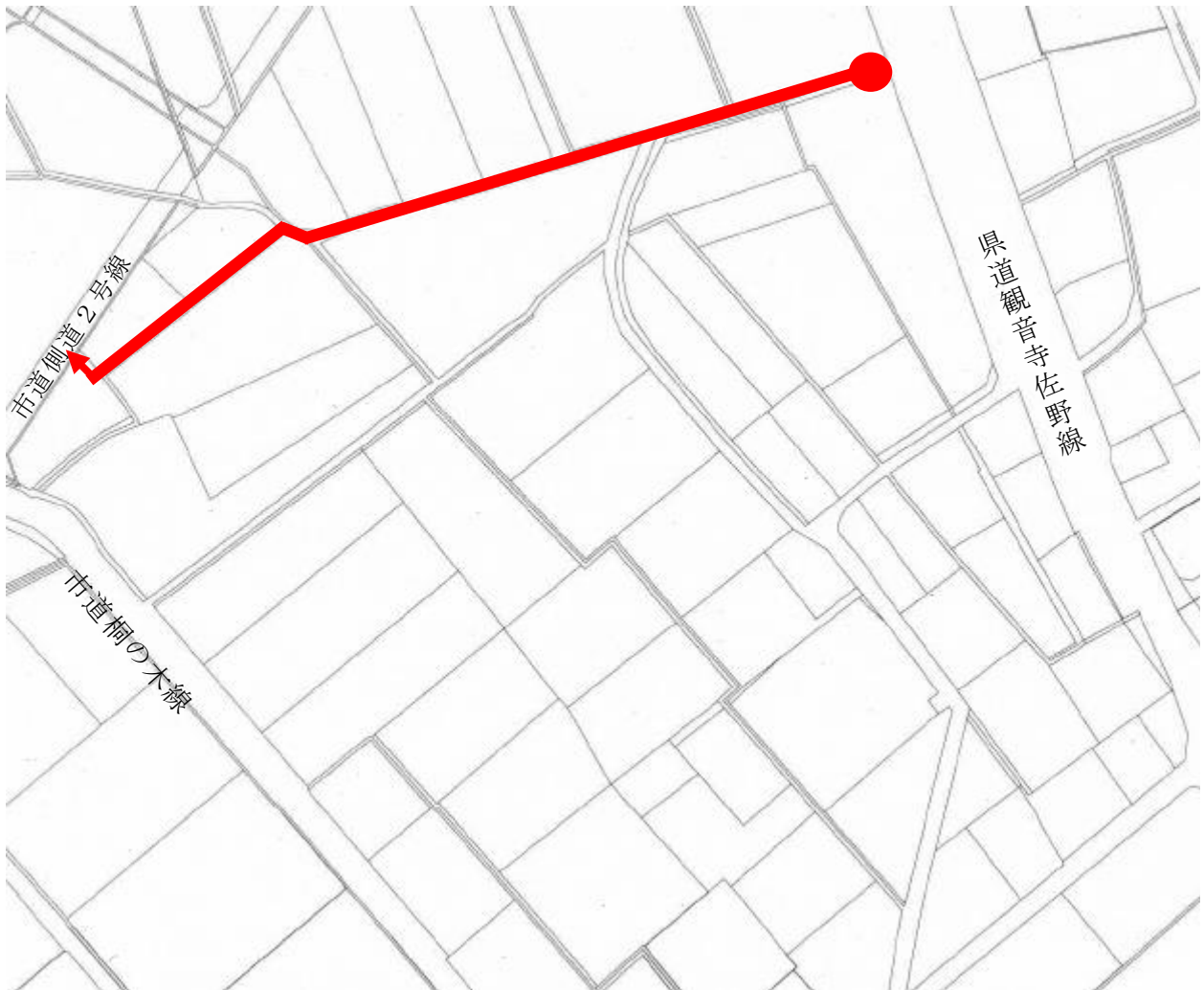
(提案理由)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めため、
本案を提出するものである。

議案第18号 市道路線の認定について (資料)



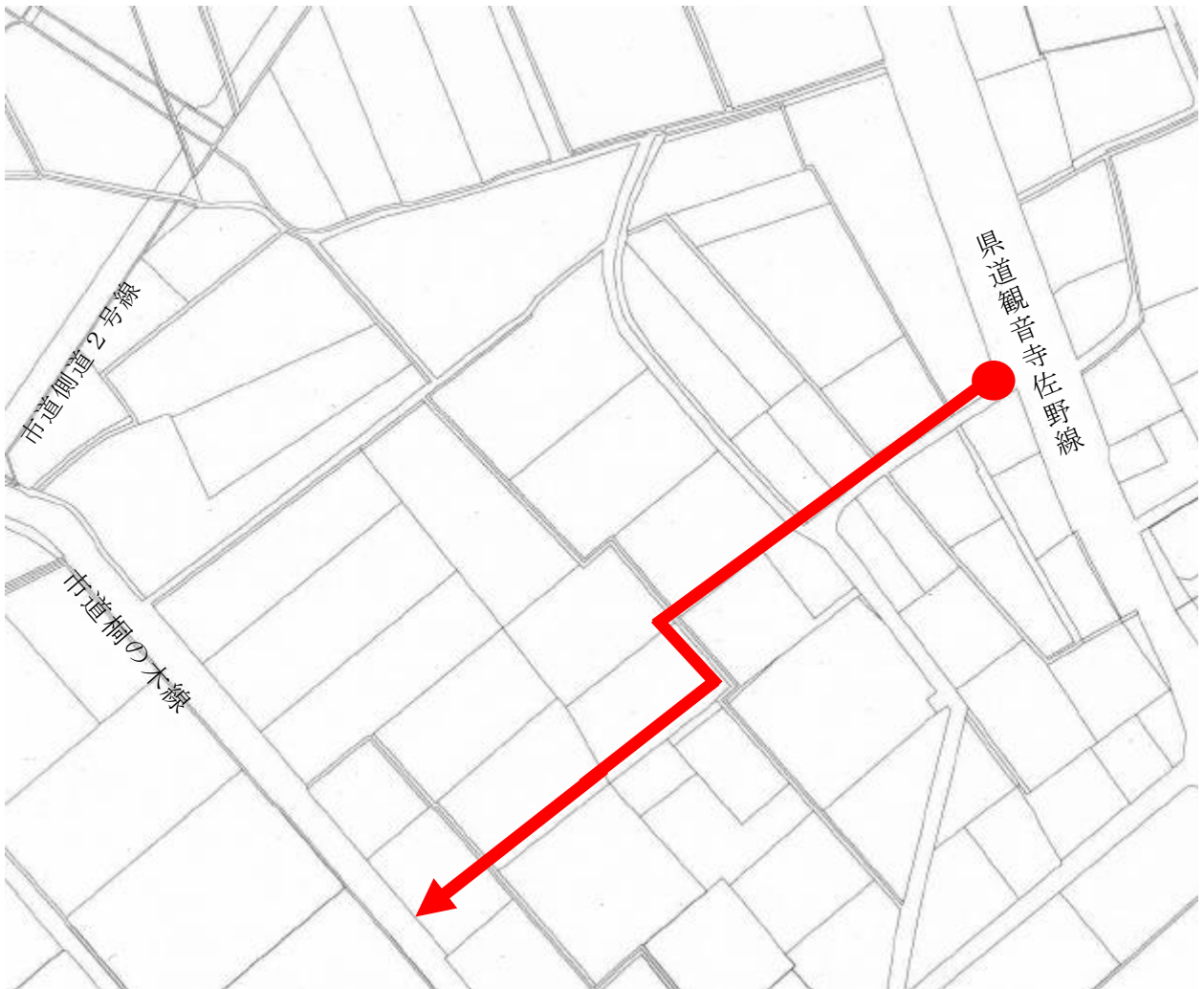
市道路線の認定



認定

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
認 1	こうしいけ とうせん 甲子池 1 号線	大野原町大野原字甲子池 3609番 1 地先	大野原町大野原字甲子池 3580番 4 地先	205.00	4.00～ 9.50

市道路線の認定



認定 ● →

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
認 2	こうしいけ 2号線 甲子池 2号線	大野原町大野原字甲子池 3609番 1 地先	大野原町大野原字甲子池 3614番19 地先	200.00	4.00～ 9.50

議案第19号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

観音寺市花稻研修センター

2 指定管理者となる団体

観音寺市大野原町花稻770番地1

本村自治会

代表者 石川 光春

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

令和5年度補正予算について

議案第20号	令和5年度観音寺市一般会計補正予算（第9号）	別冊のとおり
議案第21号	令和5年度観音寺市施設貸付事業特別会計補正予算（第2号）	別冊のとおり
議案第22号	令和5年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	別冊のとおり
議案第23号	令和5年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	別冊のとおり
議案第24号	令和5年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊のとおり

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

令和6年度予算について

議案第25号	令和6年度観音寺市一般会計予算	別冊のとおり
議案第26号	令和6年度観音寺市国民健康保険事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第27号	令和6年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計予算	別冊のとおり
議案第28号	令和6年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第29号	令和6年度観音寺市介護保険事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第30号	令和6年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計予算	別冊のとおり
議案第31号	令和6年度観音寺市粟井財産区特別会計予算	別冊のとおり
議案第32号	令和6年度観音寺市粟井坂瀬山林特別会計予算	別冊のとおり
議案第33号	令和6年度観音寺市下水道事業会計予算	別冊のとおり

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩